

指定数量未満の危険物の屋外貯蔵タンクの設置基準 (平成7年6月1日)
告 示 第 5 号

(趣旨)

第1条 この告示は、火気使用設備の燃料として、指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取扱うタンク（以下「タンク」という。）及びタンク相互間を配管で連結し複数個設置する場合（以下「タンク群」という。）の技術上の基準については、砂川地区広域消防組合火災予防条例（昭和61年条例第7号。以下「条例」という。）に定めるほか、次の基準によらなければならない。（タンクの設置方法）

第2条 タンクの設置方法は、次によること。

- (1) 地中、コンクリートの地盤面に埋設された束石、建築物の基礎と一体の鉄筋コンクリート造の突き出し上にアンカーボルト止めにより強固に固定又は、これと同等以上の転倒防止措置を講ずること。また、長尺脚タイプの場合は、必要に応じて、建物等の壁体に補助的な支持を設置すること。
- (2) 壁体に支持架台を固定してタンクを設置する場合は、脚部のあるものと同等以上の安全性を確保すること。なおタンクと壁体の間には、点検に必要な空間を確保すること。

(指定数量未満のタンク)

第3条 1棟に設置するタンクの数は次によるものとする。

- (1) 5分の1以上2分の1未満のタンクは8基まで、2分の1以上のタンクは6基までとする。ただし、タンク間に防火上有効な塀、空地等を設けて火災予防上危険がないと消防署長が認める場合は、この限りではない。

(指定数量の2分の1未満のタンク群)

第4条 指定数量の5分の1以上2分の1未満のタンクのタンク群については、次によること。

- (1) タンクの連結数は、3基までとする。

(指定数量の2分の1以上のタンク群)

第5条 指定数量の2分の1以上指定数量未満のタンクのタンク群については、次によること。

- (1) タンクの連結数は、2基までとする。

(タンク群の共通基準)

第6条 指定数量の5分の1以上指定数量未満のタンク群のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) タンク群は棟単位とし、2群までとする。
- (2) タンク群は建物の1面に対し、1群までとする。
- (3) タンク相互間には、保守点検に必要な空地を保有すること。
- (4) タンク相互間の配管の連結は、連結部分を地上のタンク付近とし、溶接その他危険物の漏洩のおそれのない接続方法とすること。
- (5) 建物の1面に対し、タンク群と個別タンクを設置する場合、空地を5メートル以上設けた場合は設置してよいものとする。

(6) 条例第31条の2第2項第1号に規定する標識及び掲示板は、一のタンク群に設けるものでよいものとする。

(7) 条例第53条に規定する届出については、タンク群を一として取扱ってよいものとする。

(配管の基準)

第7条 配管の基準は、次によること。

(1) 露出配管には外面の腐食を防止するための処置を講じること。ただし、銅管、ステンレス鋼管及び亜鉛メッキ鋼管等の腐食しにくい材質で造られたものについては、この限りでない。

(2) 埋設配管には、ポリエチレン被覆、防食塗装又は防食テープ等による防食措置を施すこと。

(3) 露出配管は、地面に接しないように設置すること。なお、防食措置を施した場合はこの限りでない。

(4) 屋外に設置されたタンク下部に被覆銅管などを容易に折損するおそれのある配管を使用する場合は、保護カバーや脚部に囲いを設けるなどの措置を講じるほか、若しくは配管からの漏えいを検知できる設備を設けるよう努めるものとする。

(5) タンクの直近の配管には、地震等により配管に損傷を与えないよう可撓管継手を設置すること。なお、配管が細く適合する可撓管継手がない場合は、タンク直近の配管を地面と水平に直径10センチメートル以上のループ状とすること。

(6) 燃焼機器等の直近の金属配管部分に開閉式を設けること。

(流失防止施設の基準)

第8条 流出防止施設（以下「防油堤」という。）の設置対象のタンクは次のとおりとする。

(1) 連結されたタンク容量の合計が指定数量の2分の1以上となる連結タンク

(2) 独立タンクで指定数量の2分の1以上指定数量未満のタンク

(3) タンクを屋上に設置する場合は、全てのタンク

第9条 防油堤の技術上の基準は、次によること。

(1) 防油堤は鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリートブロック及び鋼板等の不燃材料で造り、又は、これと同等と認めたもので危険物の流出を有効に防止できる構造であること。

(2) 防油堤の高さは30センチメートル以上とすること。

(3) 鉄筋コンクリート及び鉄筋コンクリートブロックで造るものにあつては、その厚さを10センチメートル以上とすること。

(4) 鋼板で造る場合は、その厚さを3.2ミリメートル以上とし、腐食防止及び補強等の措置を施すとともに、移動しないよう固定すること。

(5) 防油堤に排水のための水抜口を設ける場合は、適当な位置に常時閉鎖のバルブ等を設け、バルブ等の材質は、収容する危険物によって容易に劣化しないものを用いること。

(6) 防油堤の容量はタンクの容量以上とし、一の防油堤の中に二以上のタンクを設ける場合はその中の最大タンク容量以上、二以上のタンクを連結する場合はタンクの合計容量以上とすること。

(7) 防油堤内の地盤面は、コンクリート等の遮油性を有する不燃材料で覆われていること。

(8) 不燃材料で造られた建築物の基礎、壁及び塀等を防油堤の構造の一部として使用することは、危険物の流出を有効に防止できる場合にあつては差し支えない。

(9) 固定の方法については、別に定める。

(消火設備)

第10条 指定数量の5分の1以上指定数量の2分の1未満の独立するタンクを除き、適応する消火設備を1以上設けること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第5号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にタンク群として貯蔵及び取扱っているもののうち、指定数量未満の危険物の屋外タンクの技術上の設置基準に適合しないタンク群にあっては、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和5年8月1日告示第6号)

この告示は、公布の日から施行する。